

包装リースだより 35

株式会社日本包装リースは、日本包装機械工業会の会員が出資して設立した包装機械・関連機械の専門リース会社です

お問合せ先：営業企画室 電話03-6222-2261 <http://www.jpml.jp/>

生産性向上設備投資促進税制について

本年1月20日に産業競争力強化法が施行され、その一環として「生産性向上設備投資促進税制」が創設されました。本税制は、青色申告している法人（上場企業含む）・個人事業主が利用できるで、最新モデルなど生産性向上につながる

設備等を導入した場合に、「即時償却」や「税額控除（5%）」を選択適用できませんので、設備投資の後押しとして大変期待されています。

また、中小企業が生産性向上設備を導入する場合、既存の「中小企業投資促進税制」の上乗せとして、即時償却の適用に加え、税額控除も、資本金が3千万円以下の場合、既定の7%から10%へ増額、資本金が3千万円超1億円以下の場合、7%が新たに適用されます。

※税額控除額は当期の法人税額の20%が上限となります。

【リース利用のお勧め】

リースを利用する場合は、税額控除（5%）10%が適用できます。所有権移転外リースの場合は、リース期間定額償却に加えて税額控除も受けられますので、購入して即時償却するよりも税金軽減効果が高くなります。（即時償却は初年度に100%償却するため、初年度の税金は軽減されますが、2年目

以降は軽減されません。）

また、税額控除の対象となる取得金額は、リースの場合はリース料総額となりますので、購入の場合の購入金額に比べ有利になります。弊社では、この点について「購入とリースの経済性比較表」にてご説明させていただきますのでお気軽にお声掛けください。

【対象設備の要件】

全ての機械装置や一部の器具備品等が対象（※）になりますが、類型はA先端設備とB利益改善のための設備となります。

A 先端設備の要件等

- ① 最新モデル
- ② 生産性向上（年平均1%以上）
- ③ 最低取得価額以上
- ④ 先端性の確認者は設備毎の各工業会（包装機械関連は日本包装機械工業会）

B 利益改善のための設備の要件等

- ① 投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）

② 最低取得価額以上

③ 投資計画の確認者は
経済産業局（公認会
計士又は税理士の事
前確認が必要）

※本年1月20日以降に
取得し事業に供用した
設備が対象になります
が、税制措置は本年4
月1日を含む事業年度
にて適用になります。